

○栗原市公共工事の前金払取扱基準

平成25年10月31日

告示第236号

改正 平成27年5月29日告示第116号の2

令和4年6月10日告示第194号

(趣旨)

第1条 市長が契約を締結する公共工事(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する公共工事及び測量をいう。)の前金払及び中間前金払の取扱いについては、栗原市財務規則(平成17年栗原市規則第38号)に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(令4告示194・一部改正)

(前金払の対象及び支払基準等)

第2条 公共工事の前金払の対象は、1件の請負代金が150万円以上の契約とし、前金払ができる公共工事の種類、前払金の割合及び充当することができる経費は、次の表のとおりとする。ただし、請負代金に前払金の割合を乗じて得た額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

公共工事の種類	前払金の割合	充当することができる経費
1 工事 土木建築に関する工事	請負代金の4割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
2 設計等 土木建築に関する工事の設計及び監理並びに調査(用地取得のための調査を含む。)	請負代金の3割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
3 測量 土地の測量、地図の調製、測量用写真の撮影及び土木建築に関する工事の測量用地取得のための測量を含む。)	請負代金の3割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

2 継続費及び債務負担行為(以下「債務負担行為等」という。)に基づく2年度以

上の期間にわたる契約における前払金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

区分	前払金の額
契約を締結した初年度	初年度の出来高予定額を前項の表に掲げる請負代金とみなして、同表の各項に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額。ただし、算出した前払金の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
契約を締結した次年度以降	初年度から当該年度までの出来高予定額の合計額を前項の表に掲げる請負代金とみなして、同表の各項に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額から、当該年度の前年度までに支払った前払金の額の合計額を差し引いた額。ただし、算出した前払金の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる請負契約における前払金の額は、当該契約の締結の初年度における請負代金を第1項の表に掲げる請負代金とみなして、当該請負代金に同表の各項の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

(平27告示116の2・令4告示194・一部改正)

(前金払の制限)

第3条 市長は、前金払ができる公共工事であっても、材料を支給する土木建築に関する工事で、請負代金と支給する材料の価格の合計額の4割以上の価格の材料を支給する工事については、前金払を行わない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、前払金の一部を支払うことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、市長が、予算の執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めたとき、又は前金払の必要がないと認めたときは、前払金の一部を支払わないことができる。

(令4告示194・一部改正)

(前金払の明示)

第4条 市長は、入札に参加する者に対し、前金払の対象となる公共工事、前払金の割合等の前金払に関する事項を、入札に関する通知又は設計図書等に明示しなければならない。

(令4告示194・一部改正)

(前払金の請求及び支払)

第5条 市長は、受注者から第2条に基づく前払金の請求を受ける場合は、前払金請求書に併せて、前払金に関し、法第2条第4項に規定する保証事業会社と当該工事に係る工事請負契約において定めた工事完成期限（債務負担行為等に係る2年度以上にわたる公共工事の場合は、請求する前払金に係る出来高予定額の完成期限）を保証期間とする、同条第5項に規定する保証契約に係る前払金保証契約書（以下「前払金保証契約書」という。）を寄託させるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が工事の着手の時期を別に定めるときその他市長が必要と認めるときは、前払金を請求する時期を指定することができる。
- 3 市長は、前払金の請求を受けたときは、請求の内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を受理した日から14日以内に支払うものとする。
- 4 前払金の支払は、第1項に規定する前払金保証契約書に記載された預託金融機関への振込みにより行うものとする。

(令4告示194・一部改正・追加)

(公共工事の内容の変更に伴う前払金の増減)

第6条 市長は、公共工事(第2条第1項に規定する前金払ができる公共工事に限る。)の内容の変更その他の理由により、請負代金を変更した場合において、前払金を追加し、又は既に支払った前払金の一部を返還させることができる契約と返還させる額は、次の表のとおりとする。

区分	前払金の額
変更等により契約された請負代金が増額する契約の場合	変更後の請負代金の合計額に、第2条第1項に規定する割合を乗じて得た額(10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)から既に支払った前払金の額を差し引いて得た額
変更等により契約された請負代金が減額する契約の場合	既に支払った前払金の額から、変更後の請負代金の合計額に第2条第1項に規定する割合を乗じて得た額(10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を差し引いて得た額

- 2 市長は、前項の規定により前払金の一部を返還させるときは、返還させる期限の日(以下「返還期限日」という。)を定め、契約相手に通知するものとする。この場合において、契約相手が返還期限日までにその前払金を返還しないときは、返還期限日の翌日から返還した日までの日数に、当該未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数の額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。
- 3 第1項の規定による前払金の増減については、変更契約の締結の日から契約の工事期間及び委託期間(以下「工期等」という。)の末日までの期間が30日未満のときその他市長が支払うことが適当でないとき、又は返還させないことができる。

(平27告示116の2・令4告示194・一部改正)

(保証契約の変更)

第7条 市長は、前条の規定により既に支払った前払金に更に追加して前払金を支払うときは、契約相手に、変更後の保証契約に係る前払金保証契約書を寄託させなければならない。

- 2 契約の工期等が延長されたときの保証契約についても、前項と同様とする。ただ

し、市長が保証契約を変更させる必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 3 市長は、前条の規定により既に支払った前払金を返還させるとき、又は契約の工期等が短縮された場合に契約相手が保証契約を変更したときは、変更後の保証契約に係る前払金保証契約書を寄託させなければならない。

(令4告示194・一部改正)

(中間前金払の対象及び支払基準等)

第8条 中間前金払の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事であって1件の請負代金が500万円以上の契約とし、中間前金払ができる公共工事の種類、中間前払金の割合及び充当することができる経費は、次の表のとおりとする。ただし、請負代金に中間前払金の割合を乗じて得た額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

公共工事の種類	中間前払金の割合	充当することができる経費
1 工事 土木建築に関する 工事	請負代金の2割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

- 2 債務負担行為等に基づく2年度以上の期間にわたる契約における中間前払金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

区分	中間前払金の額
契約を締結した初年度	初年度の出来高予定額を前項の表に掲げる請負代金とみなして、同表の割合を乗じて得た額。ただし、算出した中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
契約を締結した次年度以降	初年度から当該年度までの出来高予定額の合計額を前項の表に掲げる請負代金とみなして、同表の割合を乗じて得た額から、当該年度の前年度までに支払った中間前払金の額の合計額を差し引いた額。ただし、算出した中間前払金の額に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- 3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる請負契約における中間前払金の額は、当該契約の締結の初年度における請負代金を第1項の表に掲げる請負代金とみなして、当

該請負代金に同表の割合を乗じて得た額とする。

(平27告示116の2・令4告示194・一部改正)

(中間前金払の認定)

第9条 中間前金払を受けようとする者は、中間前金払認定請求書に工事履行報告書を添付して市長に提出し認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、当該請求に係る書類の審査を行い、適当と認めるときは、当該認定請求書を受理した日から7日以内に中間前金払認定調書により請求者に通知するものとする。ただし、請求者から提出された書類について内容の不備又は特別な事情があり期間内に通知ができないときは、当該通知期間を延長することができる。

3 前項の審査において、提出された書類の内容等について疑義がある場合は、追加資料の提出を求めることがある。

4 工事現場に搬入された検査済の工事材料等があるときは、当該工事材料等に相応する額を前条第1項第3号に規定する経費に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(令4告示194・一部改正)

(中間前払金の請求及び支払)

第10条 市長は、前条第2項の規定による認定調書の通知を受けた者から中間前払金の請求を受ける場合は、中間前払金請求書に併せて、中間前払金に関し、法第2条第4項に規定する保証事業会社と当該工事に係る工事請負契約において定めた工事完成期限(債務負担行為等に係る2年度以上にわたる公共工事の場合は、請求する中間前払金に係る出来高予定額の完成期限)を保証期間とする中間前払金保証契約書(以下「中間前払金保証契約書」という。)を寄託させるものとする。

2 市長は、前項の規定による中間前払金の請求があった場合は、当該請求を受理した日から14日以内に支払うものとする。

3 中間前払金の支払は、第1項に規定する中間前払金保証契約書に記載された預託金融機関への振込みにより行うものとする。

(令4告示194・一部改正)

(準用)

第11条 第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、中間前金払について準用する。ただし、第6条第1項中「第2条第1項」とあるのは「第8条第1項」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(前払金を支払った場合の部分払)

第12条 前払金を支払った公共工事において、部分払をする場合の金額は、次の式により算定して得た額以内とする。

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times {9/10 - (前払金額+中間前払金額) / 請負代金額}

(平27告示116の2・一部改正)

(債務負担行為等の特例)

第13条 市長は、債務負担行為等に基づく2年度以上の期間にわたり契約された公共工事（以下「債務負担行為等の公共工事」という。）で、既に支払った前払金及び中間前払金の額が年度末における当該公共工事の出来高に対する請負代金相当額を超えるときは、その超えた額については、返還を求めないことができる。

2 前項の規定は、事故繰越又は繰越明許費により次年度に繰り越される工事に係る前払金及び中間前払金についても適用する。

3 市長は、債務負担行為等の公共工事の前金払及び中間前金払において必要と認めるときは、第2条第2項又は第8条第2項の規定にかかわらず、翌年度に支払うべき前払金及び中間前払金の額を加えた額を初年度に支払うことができる。

4 前項に規定する前金払及び中間前金払に係る明示については、第4条の規定を準用する。

5 市長は、第3条第2項並びに第11条の規定により前払金及び中間前払金の全部又は一部を支払わなかった債務負担行為等の公共工事において、市長が必要と認めるときは、翌年度に前払金及び中間前払金を支払うことができる。

（令4告示194・一部改正）

（保証契約が解約された場合等における前払金及び中間前払金の返還）

第14条 市長は、前金払又は中間前金払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金及び中間前払金を返還させるものとする。

(1) 当該公共工事に係る法第2条第4項に規定する保証事業会社との保証契約が解除されたとき。

(2) 当該公共工事に係る請負契約が解除されたとき。

(3) 前払金及び中間前払金を第2条第1項及び第8条第1項に定める充当することができる経費以外の目的に使用したとき。

(4) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の規定により前払金及び中間前払金を返還させる場合において、当該公共工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金及び中間前払金の額から当該公共工事の出来高に対する請負代金相当額を差し引いて得た額を返還させるものとする。

3 第1項の規定により前払金及び中間前払金を返還させる場合には、第6条第2項後段の規定を準用する。

（令4告示194・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年11月1日から施行し、施行の日以後に公告等をした契約から適用する。

（東日本大震災に伴う公共工事に要する経費の前金払の特例）

2 当分の間、第2条第1項の規定の適用については、同項中「4割」とあるのは、「4割5分」と、同項中「3割」とあるのは、「3割5分」とする。

（令4告示194・一部改正）

附 則（平成27年5月29日告示第116号の2）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（令和4年6月10日告示第194号）

この告示は、告示の日から施行し、施行の日以後に公告等をした契約から適用する。